

平成24年3月 日

平成22年(行コ)第27号 設楽ダム公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 市野和夫ほか138名

被控訴人 愛知県知事ほか 1名

名古屋高等裁判所民事第2部 御中

検証申立書補充訂正書

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	在	間	正	史
	同	原	田	彰	好
	同	竹	内	裕	詞
	同	樽	井	直	樹
	同	白	川	秀	之
	同	濱	鳶	将	周
	同	笠	原	一	浩
	同	籠	橋	隆	明
	同	吉	江	仁	子
	同	小	島	智	史
	同	若	山	哲	史

控訴人ら平成23年1月12日付検証申立書別紙第1及び第2を、後記のとおり訂正・補充する(訂正補充箇所はアンダーラインを付した部分)。

以上

別紙

第1、検証箇所一覧表及び順路

豊川駅（東口）発 10：00

三上橋およびその近傍（旧堤、不連続堤 遊水地...賀茂・三上、アユの産卵場所）

- ・ 残存している旧堤の存在から、豊川の洪水対策が進行していること
- ・ 不連続堤（差し口）があり、遊水機能によって洪水対策が担われていること
- ・ 豊川におけるアユの産卵場所がこの周辺であり、河川整備基本方針等のアユの産卵のための維持流量の設定場所が誤っていること

左岸堤...賀茂、同...金沢～江島橋付近～八名井）

- ・ 金沢橋付近で未撤去の旧堤があり、これを撤去すれば更に水位が下がることが期待できること
- ・ 河川整備基本方針等では江島橋付近が維持流量設定のためのアユの産卵場所とされていること

牟呂松原頭首工及び直下流（取水堰、正常・制限流量地点、河道未整備部）

- ・ 場所の確認
- ・ 牟呂松原地点の下流部は高水敷に樹木が繁茂し未整備で河道を狭めていて局所的な水位上昇の原因となっていること

石田基準点（新城市庭野） 11：00

- ・ 基準点の確認

大野頭首工（取水堰、正常・制限流量地点）11：30

- ・ 大野頭首工により砂の流下が止まっていること
- ・ 水が溜れていること
- ・ 落差の大きい魚道

寒狭川導水路放流工、および大野ダム湖尻の堆砂状況（宇連川右岸大野地区）

- ・ 寒狭川導水路の放流工の確認、ダムによって確砂が生じ進行している状況

【昼食と移動】

寒狭川頭首工、寒狭川導水路取水口、およびアーマーコート化した寒狭川

- ・ 寒狭川頭首工の確認

- ・ 寒狭川頭首工の下流部のアーマーコート化した河川の状況
布里地点の砂利採取とアーマーコート化した寒狭川
- ・ 砂利採取、中電の取水堰などの関係で砂がなくなりアーマーコート化している状況
寒狭川上流の自然度の高い河川状況
- ・ 自然度の高い河川の状況（川原、砂利、河床、河畔植生等）
ネコギギ放流実験の現場
- ・ 現場の確認
ダムサイト予定地及び周辺
- ・ ダムサイト予定地の確認
- ・ 国土交通省が地盤調査のためダムサイト右岸で行った横坑「TR - 4」の内部の地盤の状況（別図「横坑TR - 4」）。国土交通省に申し入れ必要（国土交通省によれば風化が進んでいると説明されているので裁判官その他必要最小限度の者だけで行う）
- ・ ダム堰堤建設予定地直近左岸の断層露頭（「別図「電源開発F 1断層露頭」。なお、甲154の1資料3参照）
- ・ 松戸地区の二重山稜地形、ダムサイト両岸ゆるみゾーンの確認（「別図「黄色：ゆるみゾーン」。なお、甲154の1p14・図16参照）

設楽町田口着 17：30

第2、立証内容

1、洪水調節について、

河道対策による河川整備の進行状況と河道整備のみで対応可能なことの確認

豊川下流部の不連続堤・遊水地とその遊水機能が現存することの確認

豊川水系河川整備基本方針と河川整備計画の内容について、基準点で確認

2、河川環境、流水の正常な機能の維持について

各頭首工地点および基準点における正常流量と制限流量の確認

維持流量の設定が誤っていること及び維持流量だけでは川の正常な生態系

は確保されないことの確認

水資源開発によって河川環境が悪化した宇連川の確認

堰と砂利採取によって砂礫の流れない河川環境が悪化した寒狭川下流部の
確認

人為による大きな影響を受けず自然の状態が保たれている寒狭川上流部の
確認

移植が検討されているネコギギの保全についての問題の確認

ダムサイト予定地付近の豊かな自然の確認

3、ダム建設予定地付近の地盤構造について

設楽ダム建設予定地は、破碎帯を伴う断層が通っており、また不安定な風化層、不安定な強風化地塊の存在し、ダム基盤が安定を保つことは想定できず、ダム建設を避けるべき場所であること